

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
沖縄観光大使の派遣等にかかる要領

(設置の目的)

第1条 沖縄の自然、歴史文化、沖縄の食、スポーツ、伝統芸能などの特性を活かした地域ブランド、魅力及び観光情報を広く国内外に発信し、沖縄県の観光振興を図るため、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローが選任する沖縄観光大使(以下、「大使」という)の派遣等について必要事項を定め、適正な管理運営を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 大使の活動は以下のとおりとする。

(1)沖縄観光コンベンションビューロー(以下 OCVB という)及び観光関連団体等が主催する観光イベント等に参加し、大使の特性を生かした観光情報の発信を行う。

(大使の部門)

第3条 大使は沖縄への愛着及び観光 PR に深い情熱を有する他、情報発信力及び表現力に長けている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)自然部門：沖縄の自然やエコツーリズムの知識を有する者
- (2)伝統芸能部門：沖縄の伝統芸能の知識を有する者
- (3)沖縄の食部門：沖縄の食(琉球料理など)に関する知識を有する者
- (4)スポーツ部門：沖縄で実施される競技スポーツに関する知識を有する者

(派遣の申請)

第4条 大使の派遣にあたっては、所定の様式により申請を受け付ける。OCVB は内容を確認、検討し、派遣の可否について決定する。

(派遣費等)

第5条 第2条に規定する大使の派遣については有償とする。

2 派遣に伴う移動費等は、依頼者の負担とする。

(派遣のキャンセル)

第6条 第4条にもとづき受け付けた派遣を、依頼者の都合によりキャンセルする場合は、下記のとおりキャンセル料を請求する。ただし、自然災害等の不可抗力によるキャンセルはその限りではない。

派遣日の7日前から前日まで：派遣費の50%

当日：派遣費の100%

(職務上の災害補償)

第7条 大使の業務遂行中の災害に対する補償については、傷害保険に加入し補償するものとし、OCVBがこれを負担する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。